

# 第 9 期 俱 知 安 町 分 別 収 集 計 画

(令和 2 年度～令和 6 年度)

俱 知 安 町

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町のごみ処理に関してはごみ処理の有料化、生ごみの堆肥化、容器包装リサイクルの推進に加え、平成27年3月から可燃ごみの固形燃料化処理を開始したことにより、資源化・減量化が図られてきており、今後も最終処分場の延命化や循環型社会の形成等を図るため、分別・リサイクルを継続する必要がある。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進して、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業所・行政それぞれの役割や具体的な推進方を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たり、次により基本的方向を示すこととする。

- ① 廃棄物循環型社会を目指し、町民、事業者、行政が一体となった取り組みを行う
- ② 廃棄物の減量化に向けて、排出抑制、資源ごみの分別、再生品の利用拡大等により一層の推進を図るものとする
- ③ 容器包装廃棄物以外のものについても可能な限り資源化を促進し、環境への負荷に配慮した快適な地域社会の実現を目指す

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。次の改定は令和4年度。

## 4. 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙パック、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）を対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：t

分別の区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	881	881	883	885	885

## 容器包装ごとの収集実績量と排出見込量

単位：t

容器包装廃棄物の種類	収 集 実 績 量					排 出 見 込 量				
	H26	H27	H28	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
スチール製容器	38	31	28	26	26	25	25	25	25	25
アルミ製容器	50	54	55	54	54	53	53	53	53	53
無色ガラス製容器	71	64	66	66	69	67	67	68	68	68
茶色ガラス製容器	53	63	50	51	59	58	58	58	59	59
その他ガラス製容器	65	78	68	77	77	76	76	76	76	76
飲料用紙パック	5	4	4	5	4	4	4	4	4	4
段ボール製容器	268	261	262	254	254	249	249	250	250	250
紙製容器包装	84	65	78	67	70	69	69	69	69	69
ペットボトル	74	71	74	73	77	75	75	75	76	76
プラ製容器包装	197	193	206	202	208	205	205	205	206	206
合計	905	884	891	875	898	881	881	883	885	885

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら、次の各種事業を進める。

### （1）再生品販売及び利用の促進

リターナル容器、再生資源を原材料とした製品の販売店の拡大及び消費者による再生品の積極的な利用拡大・啓発活動。

### （2）過剰包装抑制の促進

買い物袋の持参運動の推進、商品販売店への包装抑制等の啓発活動。

### （3）廃棄物の排出抑制とリサイクルの啓発活動

#### ①分別ガイドブック・チラシによる啓発

分別ガイドブック、周知啓発チラシを作成し、適宜、町内各戸配布を行っている

ので、この内容の充実を図る。

②ごみステーション（集積箱）利用による啓発

現在、町内全部のごみステーションに周知板を取り付けて、周知・啓発を行う。

③広報紙、ホームページによる啓発

定期的にリサイクル啓発、ごみ排出抑制、再利用の促進、再生利用促進等の掲載を行う。また、町ホームページに専用ページを開設し、分別や普及・啓発を行う。

④施設見学での啓発

小学校、各種団体等の当施設見学を機会に、ごみについての理解を得るべく啓発を行う。

⑤事業所への周知

町内の企業、事業所に対して「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」の周知・徹底を図る。

⑥質の高い分別排出

限りある資源の有効利用を訴え、ごみの分別から一步進んだ「再商品化に適した状態での分別排出」を町民、民間企業・事業所、行政が一体となって取り組みを始める。

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本町における資源リサイクルの取り組み状況、今後における諸計画を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を下表のとおり定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器			スチール製容器
主としてアルミ製の容器			アルミ製容器
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器		ガラス製容器
	茶色のガラス製容器		
	その他のガラス製容器		
主として紙製の容器であって、飲料に充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）			飲料用紙パック
主として段ボール製の容器			段ボール製容器
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの			紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの			ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの			プラ製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位:t

	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
スチール製容器	25		25		25		25		25	
アルミ製容器	53		53		53		53		53	
無色ガラス製容器	(合計) 67		(合計) 67		(合計) 68		(合計) 68		(合計) 68	
	(引渡量) 67	(独自処理量) 0	(引渡量) 67	(独自処理量) 0	(引渡量) 68	(独自処理量) 0	(引渡量) 68	(独自処理量) 0	(引渡量) 68	(独自処理量) 0
茶色ガラス製容器	(合計) 58		(合計) 58		(合計) 58		(合計) 59		(合計) 59	
	(引渡量) 55	(独自処理量) 3	(引渡量) 55	(独自処理量) 3	(引渡量) 55	(独自処理量) 3	(引渡量) 55	(独自処理量) 3	(引渡量) 55	(独自処理量) 3
その他ガラス製容器	(合計) 76		(合計) 76		(合計) 76		(合計) 76		(合計) 76	
	(引渡量) 63	(独自処理量) 13	(引渡量) 63	(独自処理量) 13	(引渡量) 63	(独自処理量) 13	(引渡量) 63	(独自処理量) 13	(引渡量) 63	(独自処理量) 13
飲料用紙パック	4		4		4		4		4	
段ボール製容器	249		249		250		250		250	
紙製容器包装	(合計) 69		(合計) 69		(合計) 69		(合計) 69		(合計) 69	
	(引渡量) 69	(独自処理量) 0	(引渡量) 69	(独自処理量) 0	(引渡量) 69	(独自処理量) 0	(引渡量) 69	(独自処理量) 0	(引渡量) 69	(独自処理量) 0
ペットボトル	(合計) 75		(合計) 75		(合計) 75		(合計) 76		(合計) 76	
	(引渡量) 75	(独自処理量) 0	(引渡量) 75	(独自処理量) 0	(引渡量) 75	(独自処理量) 0	(引渡量) 76	(独自処理量) 0	(引渡量) 76	(独自処理量) 0
プラ製容器包装	(合計) 205		(合計) 205		(合計) 205		(合計) 206		(合計) 206	
	(引渡量) 205	(独自処理量) 0	(引渡量) 205	(独自処理量) 0	(引渡量) 205	(独自処理量) 0	(引渡量) 206	(独自処理量) 0	(引渡量) 206	(独自処理量) 0

(1) 容器包装ごとの過去3カ年の指定法人への引渡実績量

単位：t

容器包装の種類		H28年度	H29年度	H30年度	実績平均
スチール製容器	収集量	28	26	26	27
アルミ製容器	収集量	55	54	54	54
無色ガラス製容器	収集量	66	66	69	67
	引渡量	66	66	69	67
	引渡率	100%	100%	100%	100%
茶色ガラス製容器	収集量	50	51	59	53
	引渡量	48	49	56	51
	引渡率	96%	96%	95%	96%
その他ガラス製容器	収集量	68	77	77	74
	引渡量	58	67	64	63
	引渡率	85%	87%	83%	85%
飲料用紙パック	収集量	4	5	4	5
段ボール製容器	収集量	262	254	254	263
紙製容器包装	収集量	78	67	70	72
	引渡量	78	67	70	72
	引渡率	100%	100%	100%	100%
ペットボトル	収集量	74	73	77	75
	引渡量	74	73	77	75
	引渡率	100%	100%	100%	100%
プラ製容器包装	収集量	206	202	208	205
	引渡量	206	202	208	205
	引渡率	100%	100%	100%	100%

(2) 分別区分と実施期間

容器包装の種類	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
スチール製容器					
アルミ製容器					
無色ガラス製容器					
茶色ガラス製容器					
その他ガラス製容器					
飲料用紙パック					
段ボール製容器					
紙製容器包装					
ペットボトル					
プラ製容器包装					

(3) 再資源化の方法

①特定分別基準適合物

容器包装の種類	再資源化実施者	再資源化実施者が指定法人以外の場合の再資源化方法
無色ガラス製容器	指定法人	
茶色ガラス製容器	指定法人	一部活きびんとして再使用
その他ガラス製容器	指定法人	一部活きびんとして再使用
紙製容器包装	指定法人	
ペットボトル	指定法人	
プラ製容器包装	指定法人	

②第2条第6項に規定する物

容器包装の種類	再資源化の方法等
スチール製容器	金属回収業者（道内）へ売却・再資源化
アルミ製容器	金属回収業者（道内）へ売却・再資源化
飲料用紙パック	コアレックス道栄株式会社（倶知安町）へ売却・再資源化
段ボール製容器	古紙業者（道内）へ売却・再資源化

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みに当たっては、過去10年間の住民基本台帳登録者数（外国籍住民を含む）を用いて、相関が最も高い対数式により人口予測をし、直近の分別収集実績量と人口増減割合を基に排出見込量を算出した。

倶知安町の人口予測（外国籍住民を含む）※予測は対数式を採用し、各年度末の数字

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
15,625人	15,653人	15,678人	15,701人	15,724人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
100.19%	100.18%	100.16%	100.15%	100.15%



10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は下表のとおり、現行の収集体制を活用して行う。

①分別収集を実施する地域的範囲

容器包装の種類	分別収集実施者	分別収集範囲
スチール製容器	倶知安町  ※事業系は 排出者（事業者）	倶知安町全域  ※事業系は 排出者（事業者）
アルミ製容器		
無色ガラス製容器		
茶色ガラス製容器		
その他ガラス製容器		
飲料用紙パック		
段ボール製容器		
紙製容器包装		
ペットボトル		
プラ製容器包装		

②収集・運搬及び選別・保管に関する事項

容器包装の種類	収集・運搬段階	選別・保管段階
スチール製容器	倶知安町 （委託業者による）  ※事業系は 排出者（事業者）	倶知安町
アルミ製容器		
無色ガラス製容器		
茶色ガラス製容器		
その他ガラス製容器		
飲料用紙パック		
段ボール製容器		
紙製容器包装		委託業者
ペットボトル		
プラ製容器包装		

③収集回数

容器包装の種類	収集回数
スチール製容器	週1回  ※事業系は自己搬入のため随時 (飲料用紙パック・段ボール・ 紙製容器包装のみ)
アルミ製容器	
無色ガラス製容器	
茶色ガラス製容器	
その他ガラス製容器	
飲料用紙パック	
段ボール製容器	
紙製容器包装	
ペットボトル	
プラ製容器包装	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設は下表のとおり整備し、行うこととするが、今後、平成27年3月で業務を終了した町清掃センター焼却施設の解体・撤去と併せ、資源ごみの選別・保管施設を含めた同センターの再整備をする方針である。

(1) 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状・形式・能力・数量等）
排出	ごみステーション等集積場所	共通集積場所（602ヵ所） 戸別集積場所（36ヵ所）
	エコガレージ	市街中心部 鉄骨造平屋建 面積162㎡ (町所有の物品庫の一部使用)
収集・運搬	収集車両	委託業者車両利用 ・平ボディ2t車2台
		委託業者車両利用 ・2分別パッカー車2t車1台 ・パッカー車 2t車1台
選別・保管	資源リサイクルセンター	鉄骨造平屋建 全面積285㎡ 処理能力 1.93t/日（5時間）
	回収資源物ストックヤード	鉄骨造平屋建 160㎡
	琴平リサイクルセンター (委託業者による)	圧縮梱包施設処理棟 194.4㎡ 製品保管庫 240㎡ 受入保管庫 467㎡

(2) 分別収集の用に供する施設等の整備状況〈1〉

容器包装の種類	収集容器	中間処理
スチール製容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市販の透明か半透明の袋 (ごみステーションに入れる場合)</li> <li>・各施設の指定された回収箱 (自己搬入する場合)</li> </ul>	資源リサイクルセンター (選別・圧縮)
アルミ製容器		
無色ガラス製容器		
茶色ガラス製容器		
その他ガラス製容器		
飲料用紙パック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひもで縛る (ごみステーションに入れる場合)</li> <li>・各施設の指定された集積箇所 (自己搬入する場合)</li> </ul>	回収資源物 ストックヤード
段ボール製容器		
紙製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市販の透明か半透明の袋 (ごみステーションに入れる場合)</li> <li>・各施設の指定された回収箱 (自己搬入する場合)</li> </ul>	委託業者 (選別・圧縮)
ペットボトル		
プラ製容器包装		

(3) 分別収集の用に供する施設等の整備状況〈2〉

施設の種別	容器包装の種類	施設等の仕様及び整備状況	管理主体
資源リサイクルセンター (H5年度整備) 選別・圧縮設備	スチール製容器 アルミ製容器 無色ガラス製容器 茶色ガラス製容器 その他ガラス製容器	(仕様) 形状：鉄骨造平屋建／面積：285㎡ (缶・びん用) 主要機械：ベルトコンベア・磁選別機 能力：1.15t/日 (缶0.44t びん0.71t) プレス機：能力1t	町
回収資源物 ストックヤード (H12年度整備) 保管施設	飲料用紙パック 段ボール製容器	(仕様) 形状：鉄骨造平屋建／面積：160㎡	町
琴平リサイクルセンター (H15年度整備) 選別・圧縮設備	紙製容器包装 ペットボトル プラ製容器包装	(仕様) 形状：鉄骨造／面積：194.4㎡ (紙製容器包装用) 主要機械：ベルトコンベア・圧縮梱包機 能力：9.68t/日 (プラ製容器包装用) 主要機械：ベルトコンベア・圧縮梱包機 能力：6.32t/日 (ペットボトル用) 主要機械：圧縮梱包機 能力：12.64t/日	委託業者

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### (1) 組織の活用

#### ① 施設受付窓口

施設受付では町と住民、事業者との窓口となる機会が多いので、この際にごみの出し方、資源リサイクル品の出し方等の指導と啓発活動を行う。

#### ② 倶知安町美しいまちづくり審議会

リサイクルの推進、廃棄物処理での問題点を諮問、調査審議、意見を求め、さらにその向上を図る。

#### ③ 各種団体との連携

倶知安町町内会連合会では「資源リサイクル運動の町」を宣言し、各町内会においても活動している。また、消費者協会、環境関係団体及び学校においても活発に行事等が行われているので、これら団体との連携を密にし、行事等を通じて、ごみ排出抑制、リサイクル推進等の啓発を図る。

### (2) 事業系一般廃棄物の分別排出推進

本町のごみ処理は、事業系一般廃棄物は民間処理施設の活用等による自ら処理を基本としている。資源ごみの分別を推進し、本計画の実施に並行して、事業系から排出される容器包装廃棄物についても分別排出を引き続き推進する。

### (3) 分別収集への啓発

#### ① 転入者への啓発

官公庁、民間事業所の出張所が多く存在する倶知安町では、転勤等によって大きな転入がある。新しく倶知安町の町民になる人に倶知安町の分別収集方法を啓発し、理解を得るため、転入届提出時をとらえ、転入手続きの一環として、転入者に関係パンフレット類を直接手渡すほか、その場でごみの排出方法や最寄りのごみステーションの位置などについて個別に説明する取り組みを行い、適正なごみ排出。分別の理解の浸透を図っていく。

#### ② 外国籍住民・観光客への対応

海外観光客の増加と比例して、中長期滞在を含め、外国籍住民が増加している。このため、転入届提出時にごみの出し方や分別方法などに関する各言語に対応した個別指導をはじめ、英語版や中国語版の啓発パンフレット「ごみの分け方・出し方」などを作成・配布している。今後も外国籍住民・観光客の増加が予測されるため、内容を充実するとともに、滞在先の関係事業者や雇用主の協力も得ながら、分別についての理解を求めていく。